総務市民委員会　会議録

＝＝

日　時　令和７年１１月２６日（水曜日）
　　午前１０時開会　午後２時００分閉会
場　所　第３委員会室

日　程
　１　開　会
　２　委員長挨拶
　３　協議事項
　（１）消防本部関係
　（２）市長公室関係
　（３）総務部・会計課関係
　（４）市民生活部関係
　４　閉　会

出席委員（８名）

委員長	目黒　英一
副委員長	菅井　歩美
委　員	古沢　喜幸
委　員	篠塚　昌毅
委　員	小坂　博
委　員	奥谷　崇
委　員	滝田　賢治
委　員	栁澤　健二

説明のため出席した者（２４名）

市長公室長	山口　正通
総務部長	塚本　浩幸
市民生活部長	皆藤　秀宏
消防長	堀本　良博
消防次長	比氣　武行
政策企画課長	福澄　雄祐
行政経営課長	天貝　健一
財政課長	瀬古澤　時人
広報広聴課長	冨田　知伸
総務課長	北島　康雄

人事課長	野中　祐起男
管財課長	渡邊　隆明
課税課長	中西　弘治
納税課長	萩島　克延
市民活動課長	大貫　三千夫
人権推進課長	中川　光美
生活安全課長	福原　守
市民課長	菊田　宏巳
環境保全課長	鈴木　孝昌
環境衛生課長	草間　正志
消防総務課長	持丸　恒次
予防課長	橋本　浩一
警防救急課長	堀越　一良
会計管理者	沼尻　健

事務局職員出席者

主　任　　岩松　英統

傍聴者なし

○目黒委員長　おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開会いたします。本日は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「はい」という声あり）

○目黒委員長　それでは、そのように御協力をお願いいたします。早速、消防本部の案件について協議を行います。サイドブックスは、総務市民委員会、令和７年、１１月２６日開催の消防本部フォルダを御準備ください。消防本部資料に基づきまして、資料①土浦市火災予防条例の一部改正（案）について、執行部より説明を願います。

○橋本予防課長　資料１ページを御覧ください。土浦市火災予防条例の一部改正（案）につきまして御説明いたします。改正は大きく３点ございますので、順次御説明いたします。大きな１番、一部改正の理由といたしまして、（１）簡易サウナ設備につきましては、近年のサウナブームを背景に屋外等のテントやバレル、いわゆる木樽にサウナストーブを設置する事例が全国で増加しております。こうした屋外等のテントなどに設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準等を定める必要性が生じていることから、関連する省令及び基準、火災予防条例（例）の改正が行われたものです。つづきまして、（２）住宅における火災予防の推進につきましては、昨年１月の輪島市の大規模火災を踏まえました検討会の報告書におきまして、大規模地震時の電気火災対策が重要であるとされたことから、火災予防条例に感震ブレーカーが追加されたものでございます。

（３）林野火災の予防につきましては、本年２月に発生いたしました大船渡市の大規模林野火災を踏まえた検討会の報告書におきまして、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされ、火災予防条例の一部改正が行われました。いずれも火災予防条例の改正があったことから、これに準拠する土浦市火災予防条例も一部改正するものでございます。つづきまして、大きな２番、主な改正内容につきまして、順次御説明いたします。（１）簡易サウナ設備につきましては、簡易サウナ設備の定義基準等を新設するものでございます。定義といたしましては、１ページ下段、米印に記載のとおり、直接外気に接する場所に設け、定格出力６キロワット以下、かつ、薪又は電気を熱源とするものが簡易サウナ設備に該当となります。主な基準につきましては、建築物や可燃物からの離隔距離や安全装置等の基準を定めたものでございます。従前のサウナ設備を一般サウナ設備と定義し、簡易サウナ設備等を区分するもので御説明した簡易サウナ設備に該当しないサウナ設備は、一般サウナ設備の規制を受けることとなるものです。火を使用する設備等の設置の届出につきましては、従前のサウナ設備同様、個人で設置する場合を除き、届出が必要となるものでございます。つづきまして、２ページ上段を御覧ください。（２）住宅における火災予防の推進につきましては、通電火災の予防に大変有効な感震ブレーカーを追加するもので、住宅用防災機器だけだった文言を住宅用防災機器、感震ブレーカーに改めることで、感震ブレーカーの設置がより住宅火災の予防につながることが強調されたものでございます。感震ブレーカーの種類といたしましては、写真記載のとおり分電盤タイプの内蔵型と後付け型コンセントタイプ、簡易タイプがございます。最後に、（３）林野火災の予防につきましては、林野火災に関する注意報と林野火災に関する警報の新設等をするもので、火災に関する警報の発令中における火の使用制限といたしましては、今まで不明瞭でありました火災に関する警報、いわゆる火災警報の根拠法令を明確にしたこと及び昨今の住宅構造の変化等を踏まえ、規定の削除を行うものであります。林野火災注意報の新設につきましては、気象状況により林野火災に関する注意報を発することができることとなりました。林野火災警報につきましても同様でございます。区域の指定といたしましては、警報発令時の火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとするものでございます。火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出といたしまして、たき火が含まれることを明確にするとともに、届出の対象になる期間及び区域を指定することができることとするものでございます。林野火災注意報及び林野火災警報の発令基準につきましては、資料２ページ下段、黄色で囲われた部分となりまして、降水量や乾燥注意報、強風注意報に鑑み、発令されることとなります。なお、発令基準につきましては、土浦市火災予防施行細則で新設するものでございます。最後に３ページを御覧ください。大きな３番、施行日につきましては、（１）簡易サウナ設備と住宅における火災予防の推進、いわゆる感震ブレーカーの追加につきましては令和８年３月３１日施行、（２）林野火災の予防につきましては令和８年１月１日施行となります。そのほか、改正資料といたしまして、別添１の改正案文と別添２の新旧対照表が別ファイルで添付されておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。土

浦市火災予防条例の一部改正（案）につきましての御説明は以上となります。
○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。
○篠塚委員　簡易サウナについてお伺いしたいのですが、個人で設置している場合は除外ということで、不特定多数の方が利用するような施設に関してはこの条例で取り締まっていくという理解でよろしいですか。
○橋本予防課長　篠塚委員のおっしゃるとおり、個人が自宅等で使う分には届出は必要はありません。しかしですね、個人で設置した場合でも、不特定多数の方に、事業としてお金を取ったりということであれば届出の対象となります。あくまでも個人で利用する、御自宅で利用する場合には届出は必要ないというような形となっております。
○篠塚委員　テント型サウナはよくイベント等で使用したりするのがニュースに出ているんですけれども、次回でいいので、実際に市内でそのようなことがあるかどうか、対象になるケースがあるかどうか、分かれば報告してください。
○橋本予防課長　分かりました。調べまして、市内の今までの設置状況であったり、現在のテント型サウナ等の状況を確認して本委員会で報告させていただきたいと思います。
○目黒委員長　ほかにございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　ないようですので、報告事項に移ります。資料②令和８年土浦市消防出初式について、説明を願います。
○堀越警防救急課長　令和８年土浦市消防出初式について御説明いたします。１番の目的につきましては、土浦市の消防力を披露することで、消防への理解と信頼を深めるとともに、火災予防思想の普及を図ることを目的として実施するものでございます。２番の実施日時につきましては、令和８年１月１０日土曜日、式典の開始は８時１０分、終了時間は１１時４０分とさせていただく予定でございます。例年は、８時３０分の開始でございましたが、開始時間を２０分繰り上げての開催となりますので、進行時間に変更がございます。皆様、御承知おきいただくようお願い申し上げます。また、雨天の場合、式典のみになりますので併せてお願いいたします。３番の会場及び進行につきましては、式典を８時１０分からクラフトシビックホール土浦の大ホールで実施し、その後、場所を移動いたしまして、１０時２０分から三帆ひろば脇のプロムナードにて土浦鳶職組合によるヒアリ歌とはしご乗りの演技を披露していただきます。分列行進につきましては１０時５０分から川口運動公園周回道路にて実施、一斉放水は１１時３５分から川口二丁目、港町二丁目の霞ケ浦湖畔、土浦港にて実施し、１１時４０分終了予定でございます。４番のその他の駐車場につきましては、式典がクラフトシビックホール土浦及び医師会駐車場、一斉放水現場は川口運動公園西駐車場及びＪＣＯＭスタジアムサブグラウンドとなります。また、市内の災害状況によっては中止になる場合がございますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。委員の皆様への招待状につきましては、議会閉会後にメールにて送信させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。出初式の説明につきましては以上でございます。
○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料③土浦市消防団新治地区第４・第５方面隊の統合について、説明を願います。

○堀越警防救急課長　警防救急課から土浦市消防団新治地区第４・第５方面隊の統合について御説明いたします。１番の統合の経緯につきましては、土浦市消防団新治地区第４・第５方面隊の分団から団員確保が困難である、団員を存続させることが困難であると令和４年１２月に消防団幹部へ相談が寄せられたことから、今ある分団を統合させて、持続可能な分団とするため、令和５年度から協議を始め、今年度から地区長を交え、統合に向けて協議を始めました。その後、令和７年１０月１０日に統合を希望する全ての分団、地区長等による協議会が終了し、統合案を策定いたしました。２番の統合案につきましては、資料の表のとおりとなり、おおむね前回の８月２６日に行われました事前総務市民委員会で御説明した案のとおり決まりましたが、第５方面隊の小野地区の４６分団と東城地区の４７分団は単独で活動を希望したことから、前回の御説明では１８個分団から９個分団になる案でございましたが、１８個分団から１０個分団となる案となりました。３番の今後の予定につきましては、１２月１４日に新治地区の地区長に対しまして統合案を御説明させていただき、了承を終えた後、市長、副市長に統合案を報告し、その後、公共施設等再編・再配置計画をまとめる担当課に提出する予定でございます。令和８年４月から今回策定した案のとおり、分団は統合して活動をしていただく予定でございます。その活動の中で、活動拠点、主要車両、使用資機材について、令和８年４月から令和９年３月まで、１年かけて検証していただき、令和９年４月から検証結果のとおり活動していただく予定でございます。土浦市消防団新治地区第４・第５方面隊の統合についての説明は以上となります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○滝田委員　先日の関東ブロック合同訓練お疲れ様でした。先ほどありました分団の統合についてなんですけれども、統合したことによって人数がどれくらい変わるのかということと、統合したところの人数を教えてもらいたいのでお願いします。

○堀越警防救急課長　今現在の団員につきましては、１月の出初式で出入りがありますので、１月出初式を境に正式人数が出てくると思われます。ですので、現段階だと正確な数字が出ないのですが、出てからお知らせでよろしいでしょうか。

○滝田委員　例えば第４０分団と第４８分団が一緒になるという計画になっていますけれども、例えば第４０分団が何名いて、第４８分団が何名いて、合計何名というのが分かれば知りたかったんですが。

○堀越警防救急課長　すみません。資料につきましては、持ち合わせておりませんので、次回の本委員会で御説明させていただきたいと思います。

○滝田委員　よろしくお願いいたします。

○目黒委員長　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　そのほか、消防本部からございますか。

○堀本消防長　ございません。
○目黒委員長　委員の皆様から執行部に何かございますか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、ないようですので消防本部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れ様でした。
（消防本部退席）
（市長公室入室）
○目黒委員長　それでは、市長公室の案件について、協議を行います。市長公室資料に基づきまして、資料①ア令和７年度土浦市一般会計補正予算（第４回）（案）、公債費利子について、執行部より説明を願います。
○瀬古澤財政課長　資料①ア令和７年度土浦市一般会計補正予算（第４回）（案）についてをお願いいたします。資料１番目の今回の補正の理由でございますが、毎年当初予算に計上しております地方債の償還元金及び利子に関しまして、今回は利子に不足が見込まれることによる補正予算でございます。元金については、毎年借入れ後、１年据置きで翌々年度からの償還となりますが、利子については翌年度より償還が開始されます。ここ１、２年で金利は上昇傾向にありますことから、上昇分を見込んでの当初予算の計上でしたが、想定以上に上昇しており現状の利率まで見込めなかったため、今回補正予算に計上させていただいたものです。利率の推移につきましては、２番になりまして、①当初予算時に見込んだ利率、そして②が実際の利率になっています。①、②それぞれの２番目、借換・利率見直し分でございますが、特にこちらが想定よりも大きくなってまして、借換分に関しては決算などでも御説明していますとおり、過年度借換条件付発行債借換債のことでございまして、今年度で申しますと、平成２７年度に民間金融機関から２０年償還で借り入れた際に、１０年後に利率を見直す条件で借り入れたものを、１０年後を迎える令和７年度に、現時点での利率で借り換えたものでございますが、予算要求時の利率からの上昇分を見込み０．５０％から１．００％を見込みましたが、現状はそれ以上の伸びで０．９９％から１．４０％となっており、これにより予算に不足が見込まれるものでございます。また、３番の償還スケジュールのとおり、償還については毎年記載の月に償還を行っておりますが、３月の償還については月上旬の償還もありまして、３月議会での補正では間に合わないための今回の補正となっております。不足見込額を積算した結果、４番の表のとおり、５７３万円の増額補正での要求となっております。新年度予算につきましても利率の上昇が見込まれておりますので、できるだけ利率の上昇見込みを精査し、適正な予算額の確保に努めてまいりたいと思います。説明は以上でございます。
○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。
○小坂委員　これ利率上げるのはもうどうしようもないことなんですけれども、例えば借換え返済の額を先延ばししながらとかそういうことは、要するに時間をかけて返せばその分返済額等も減ると思いますけれども、利率が高くなっている以上そういうことも考えられるのかなと思うのですがどうなんでしょうか。

○瀬古澤財政課長　おっしゃるとおり、償還の年度を延ばすことで平準化させるというところで、財政課でも試算をしたことがございます。年間の償還額については、延ばすことによって当然下がるんですけれども、トータルで見るとやはり利子の額が大きくなってしまいまして、やはりもう何億程度の増額分というふうになりますので、やはり最終的にはちょっと伸ばすのもそれは適当ではないのかなというようなところで、今現在２０年償還で行っているというような形でございます。

○目黒委員長　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料①イ令和７年度土浦市一般会計補正予算（第４回）（案）、ふるさと土浦応援寄附事業について、説明を願います。

○冨田広報広聴課長　資料①イ令和７年度土浦市一般会計補正予算（第４回）（案）、ふるさと土浦応援寄附事業をお願いいたします。まず大きな１番、補正理由でございますが、ふるさと土浦応援寄附事業、ふるさと納税につきましては、当初の見込みよりふるさと土浦応援寄附金の寄附額が増加したため、９月の補正予算で増額補正をお願いしたところでございますが、今回更に寄附額が増加することが見込まれ、歳入の増額補正をするとともに、ふるさと土浦応援寄附金に係る事務費の不足が見込まれることから、歳出につきましても増額補正をお願いするものでございます。２番の補正予算額でございます。まず歳入になります。１９款寄附金、１項寄附金、１目ふるさと土浦応援寄附金、１節ふるさと土浦応援寄附金で、右から二つ目の枠になりますが、前回の補正から更に５億円の寄附額を見込み補正するものでございます。つぎに、歳出でございます。２款総務費、１項総務管理費、５目広報広聴費、１１節役務費の手数料でございますが、寄附金の増額の見込みに伴いまして、ポータルサイトへの手数料、返礼品の送料などの増額分４，２１１万６，０００円の補正増、また、１２節委託料につきましては、中間事業者と中間事業者で取り扱えないポータルサイト、さとふるへの委託料や返礼品の購入、発送などの委託料の増額分２億７８８万４，０００円、合わせまして２億５，０００万円の歳出増の補正予算をお願いするものでございます。三つ目の補正予算の内容でございますが、ふるさと土浦応援寄附金につきましては、制度改正によるポイント付与の令和７年９月末の終了に伴う駆け込み寄附の影響などによりまして、令和７年９月の寄附額が前回補正時の想定の寄附額より約２億円多くなったことに加えまして、１０月以降につきましても、寄附額が前年を上回る水準で推移していますことから、歳入歳出ともに増額補正をするものでございます。説明は以上です。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料①ウ令和７年度土浦市一般会計補正予算（第４回）（案）、ｅスポーツ推進事業について、説明を願います。

○冨田広報広聴課長　資料①ウ令和７年度土浦市一般会計補正予算（第４回）（案）、ｅスポーツ推進事業になります。１番の補正の理由でございますが、平成の後期から徐々に人気を博しておりますｅスポーツ、こちらを推進することで本市の知名度及び認知度

の向上、地域活性化や関係人口の増加を図るため、ｅスポーツを活用したイベントを実施するに当たり、委託料等を必要とすることから補正予算をするものでございます。なお、財源につきましては、ｅスポーツに関連した事業等を使途とする企業版ふるさと納税、１，０００万円の寄附がありますのでこちらを活用することから、ふるさと土浦応援寄附金企業版の歳入補正を合わせて計上するものでございます。２番の補正予算でございます。まず歳入のほうになります。１９款寄附金、１項寄附金、１目ふるさと土浦応援寄附金、１節ふるさと土浦応援寄附金の企業版で、当初予算に計上していなかったことから、ｅスポーツに関連した事業等を使途とする企業版ふるさと納税計５件で１，１８０万円の歳入補正を計上するものでございます。歳出の表の下を御覧いただきまして、米印に記載しておりますが、１，１８０万円の企業版ふるさと納税、歳入補正額の充当先の内訳としましては、今お話させていただきましたｅスポーツ推進事業に１，０００万円、土浦全国花火競技大会開催事業に１６０万円、教育委員会バス更新事業に２０万円を充当する予定となってございます。つぎに、歳出でございますが、２款総務費、１項総務管理費、５目広報広聴費、１２節委託料でございますが、当初予算に計上していなかったことから、専門的知見を有する事業者に業務を委託するための補正額２５０万円を計上するとともに、２４節積立金につきましては、ｅスポーツに関連した事業等を主とする企業版ふるさと納税で、１，０００万円の残りの寄附金７５０万円を企業版ふるさと納税基金に積み立てるものでございます。三つ目の補正予算の内容でございますが、ｅスポーツはゲーム産業の世界的な拡大基調に伴いまして、日本においても市場が拡大されており、現在ｅスポーツの関係人口は、１，０００万人を超えるというふうに言われてございます。繰り返しとなりますが、ｅスポーツ事業を推進し、イベントなどを開催することで、本市への来訪者の増加を図るとともに、本市の知名度及び認知度向上に加え、新たな関係人口の創出を見込み、歳入歳出ともに増額補正するものでございます。今後のスケジュール案でございますが、公募型プロポーザル方式にて令和８年３月頃のｅスポーツ大会体験会などを含めまして、開催に向けて委託業者を選定する予定でございます。令和８年度以降につきましても、残った基金を活用しまして、市主催のイベントと合わせたｅスポーツの推進に向けて、イベント等を実施してまいりたいというふうに考えてございます。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員　積立金なんですけれども、７５０万円を基金に積み立てるんですが、これはｅスポーツだけに使うということで理解していいんですか。それとも基金に入れると分からなくなってしまうので、この７５０万はｅスポーツに使うと明記してやっていくのでしょうか。

○冨田広報広聴課長　７５０万円につきましては、あくまでもｅスポーツにということで使途が指定されてますので、７５０万円はｅスポーツに使わせていただくということになります。

○篠塚委員　今後のことで、３月に委託業者が決まって、令和８年度にイベントをやっていくと、そのイベントの内容によっては、この７５０万で予算を組んでやっていくと

いうような方向性になるのか、まだ決まっていないと思うんですけれども、本委員会でどういう業者さんがいて、どういうイベントをやっているんだという参考例があると思いますので出していただければと思います。

○冨田広報広聴課長　資料のほう御用意させていただきたいと思います。

○栁澤委員　ｅスポーツ関係のイベントっていいますと、大体イベントの中では、体験コーナーもありながらフリープレイができるところもあり、大会形式でやるというようなものもあると思うんですけれども、そういった場合、商品や賞金というのは出せないですよね。どうなのでしょうか。

○冨田広報広聴課長　栁澤委員おっしゃるとおり、ｅスポーツの内容によってと言いますか、いろいろな企業が作られたゲームによって制限がございます。その制限の中で、商品などは一部出せたりする場合もありますので、その辺は実際どういった内容をやるかによって、決めていくというような形になるかと思います。

○目黒委員長　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、報告事項に移ります。資料②令和７年度３ヵ年事業実施計画について、説明を願います。

○福澄政策企画課長　令和７年度３ヵ年事業実施計画（令和８年度から令和１０年度）について、御説明をさせていただきます。資料②３ヵ年事業実施計画をお開き願います。３ページ、１のはじめにを御覧いただき、この３ヵ年事業実施計画を策定する意義でございますが、まちの将来像である「夢のある元気のある土浦」の実現に向けて、第９次総合計画で掲げている様々な政策方針を具現化するための事業を定めるとともに、令和８年度の予算編成に当たっての指針も兼ねたものでございます。こちらを市民の皆様にしっかりとお知らせるために策定するものでございます。その下、２の第９次土浦市総合計画においては、このページから１２ページにかけまして、改めて総合計画の全体概要などをまとめさせていただきました。１２ページを御覧いただき、３番ではこの実施計画に掲載する対象事業を、その下４番では計画策定に当たっての基本認識についてまとめたものでございます。１３ページを御覧いただきまして、ここからが実施計画となります。まず、１番の主要事業でございますが２５事業ございます。主なものといたしましては、一つ目の箱で、速やかに４車線化をすることで交通渋滞の緩和を図ることを目的といたしまして、用地買収を進めている荒川沖木田余線Ⅱ期整備事業でございます。一つ飛びまして、道路新設改良事業（バリアフリー特定事業）ですが、令和８年度から荒川沖小学校通学路である本郷道踏切を整備するものでございます。また一つ飛びまして、昨年９月に新規事業化された設計を進めておりますスマートインターチェンジ整備事業でございます。設計が進めば用地測量に進むこととなります。三つ飛びまして、地域公共交通確保維持改善事業ですが、新たに乙戸地区の運行をするための準備を進めております。土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業ですが、現在公募中で、年度内には優先交渉者を決める方向で進んでおります。その下、川口ショッピングモール歩行空間再構築事業ですが、川口ショッピングモールの歩道部分について、活用されるよう

な歩行空間を形成するため、来年度には詳細設計を行うものです。１４ページをお願いします。空調設備をはじめ、長寿命化改良工事を予定している上高津貝塚再整備事業・長寿命化改良事業でございます。産後ケア事業は、支援が必要な妊産婦に対し、専門的な支援を行うものです。上大津地区統合小学校整備事業は、令和１０年度の開校を目指し、実施設計を進めており、来年度は一部工事に入る予定となっております。消防庁舎整備事業は、南分署と荒川沖消防署を集約させた新たな消防署の整備となります。最後のＺＥＢ化改修工事事業は保健センターの大規模改修と省エネ化でございます。１５ページを御覧いただきまして、ここからは四つのリーディングプロジェクトとなります。２０ページ以降は、市政運営全体を包括する基本目標の１から８まで、それぞれ推進する事業を分野ごとにまとめたものとなっております。簡単ですが、３ヵ年事業実施計画の説明は以上となります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

○篠塚委員　公共下水道に関する予算は組んであるんですが、これ国からも補助が出てきてこれを見直しをしていくということも含めてなのかというのと、上水道のほうはこれに入ってないのでしょうか。

○福澄政策企画課長　今の御質問ですが、公共下水道がこちらに入ってないからという意味でしょうか。

○篠塚委員　公共下水道雨水排水路等整備・維持管理事業で１億９，３４０万円が入っているんですけれども、これは国からの補助金も含めて、国とやっていくのか、それとも市独自でやっていくのかというのが１点。もう１点は、上水道が入っていないんだけど、上水道も漏水とかが発生することがあるので、それはこの３ヵ年に入ってないのかという２点をお願いします。

○福澄政策企画課長　まず公共下水道の件でございますが、国の財源を使ったものも入ってございますが、単独のものもございます。上水道でございますが、こちらの主要事業として挙げていないだけで、主要事業とリーディングプロジェクトとほかの基本目標、全部包括したもの全部含まれるものとなりますので、主要事業としては挙げていないというだけであって、３ヵ年の中には入ってございます。

○篠塚委員　上水道に関してはそんなに心配がないというところで、例年の管理状況でやっていくという理解でよろしいんですかね。

○福澄政策企画課長　上水道に関しまして主要事業として挙げていない理由というのは、金額的なものだけではなくて、維持管理的な部分というのは、主要事業として挙げていないだけで、当然３ヵ年の中には全部含まれてございますので、大事なものには変わりません。

○目黒委員長　ほかに、ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料③令和７年度長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方について、説明を願います。

○瀬古澤財政課長　資料③令和７年度長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方をお

願いいたします。横で見ていただいている方は、見開きとなっているページがありますので、表紙有りで御覧いただくと見やすいかと思います。それでは説明に入らせていただきます。まず、長期財政見通しは、先ほど説明がありました３ヵ年事業実施計画を踏まえまして、平成２５年度から策定し、公表しているものです。３ページをお願いいたします。ローマ数字のⅠ長期財政見通しの前提条件です。こちらは例年どおりとなっておりますが、主なところを申しますと、策定の目的は、１番の長期財政見通しの策定にありますとおり、物価高騰など不安定な経済状況の中にあっても第９次土浦市総合計画に沿って事業を進め、計画的で戦略性の高い、持続可能な行政運営の指針となるよう、令和８年度から１０年度までの３ヵ年事業実施計画と合わせて、中長期的な展望に立った財政見通しを策定するといったものでございます。以降、２番、３番については記載のとおり、本財政見通しの対象は一般会計、期間は令和８年から１７年度までの１０年間とし、４番の策定条件に当たっては、見通し、予測が難しいものなど、例えば施設等の修繕費用を年間５億円、繰越金については直近で最も額の少なかった年度に合わせて同じく５億円、３ヵ年事業実施計画に見込んでいない令和１１年度以降の投資的経費については「土浦市公共施設等総合管理計画」に示す４５．３億円を毎年計上、また、（２）人口推計にありますとおり、本年３月に策定した第３期まち・ひと・しごと創生人口ビジョンのデータを市税等に反映させるなど、一定の条件により積算しています。４ページをお願いいたします。５番の歳入と歳出の推計方法と主な特徴につきましては、まず、歳入の１項目めの市税につきましては、税目ごとの平均の伸び率と年齢別人口推計を考慮し、固定資産税については３年ごとの評価替えの影響を加味して積算しており、今後１０年では緩やかに伸びていく見込みとなりましたが、特に市民税の伸びを堅めに見込んだこともあり、昨年度の長期財政見通しとの比較では減少しております。一方で、３項目めの地方交付税につきましては、市税や公債費の動向に連動して見込みましたが、長引く物価高騰により今年度は国の算定経費の増により普通交付税が増加していることから、これを基準に増加を見込んでの積算としています。４項目めの国県支出金につきましては、今年度の予算を基礎に対象事業の今後の状況を個別分析し、伸び率等を勘案して算出していますが、特に年々増加する社会保障費に伴う国県支出金の増を見込んでいます。５項目めの市債につきましては、今年度の予算と３ヵ年事業実施計画に基づき積算していますが、この中では現在進めております新消防署、上大津統合小学校の整備費を令和８、９年度に見込んだことから、この２ヵ年については市債も大きく見込んでおります。一方で、国では地方における市税や地方交付税などによる十分な収入確保を理由に、臨時財政対策債を今年度発行しなかったことから、それを踏まえ今回の長期財政見通しにおいても今後１０年間見込んでおりません。その他の歳入としましては、特に９月議会の補正予算、今回の補正予算でも計上しておりますが、ふるさと土浦応援寄附金の増などを見込みまして、昨年度の長期財政見通しとの比較でも増としております。つぎに、歳出につきましては、まず１項目めの人件費は、昨年度の長期財政見通しと同様に、段階的な定年引上げを加味して算出した一方で、記載のとおり人事院勧告の影響などを踏まえての給与伸びなどを反映させまして増加傾向としています。２項目めの扶

助費も各事業の伸び率や年齢別の人口推計を勘案して算出し、こちらも前年度の長期財政見通しと比較して増を見込みました。３項目めの公債費は借入条件を設定して償還額を算出、飛びまして６項目めの投資的経費は、令和８年度から令和１０年度までは３ヵ年事業実施計画に基づく事業費、令和１１年度以降は公共施設等総合管理計画をもとに算出しておりますが、令和８年、９年度については、計画的に実施している小中学校の長寿命化・大規模改造事業のほか、市債でも触れました新消防署、上大津地区統合小学校の整備事業費などにより事業費は大きくなっております。以上が歳入歳出の推計方法と主な特徴となっています。５ページをお願いしまして、表の１主要事業一覧は、先ほど説明のありました３ヵ年事業実施計画に位置付けられた、今後１０年間の主要事業で、ただ今御説明しました歳出事業費の中に反映させております。つづきまして、６ページ、７ページをお願いいたします。こちらが、４ページで説明しました歳入歳出の推計、主な特徴などを踏まえた長期財政見通しの総括表です。表の長期財政収支でございますが、縦に科目ごとの歳入と歳出の推計額、歳入から歳出を差し引いた額、基金の繰入額、横に令和７年度から令和１７年度までの年度ごとの額、合計が記載されておりまして、このページが長期財政見通しのいわゆる肝の部分となります。前のページで御説明したことを踏まえて、歳入歳出を推計した結果、表の下から３行目、赤い枠で囲われている部分が財政収支、歳入から歳出を差し引いた額となりますので御覧いただければと思います。推計の結果、今後の歳入歳出については、ともに増加を見込んでおりますが、歳出の増加額が歳入を上回っていることから、毎年財源に不足が生じ、直近の令和８年度では約３３．２億円、令和９年度は約２６．５億円と、主に消防署や上大津地区統合小学校の整備費などが要因となり収支不足が大きくなっております。その後は毎年１９億円から３０億円程度が不足し、一番右側、計の欄にありますように、今後１０年間で約２４３億円の収支不足を見込んでおります。この歳入から歳出を差し引いた収支不足を、基金からの繰入で補填してまいりますと、２番の表の年度末基金残高の見込みにありますように財政調整基金、市債管理基金を含む一般財源基金のほか、特定目的基金を活用しても、令和１３年度には基金は枯渇してしまうことが想定されます。今年度の推計における昨年度との違いは、前回の９月補正や本議会でも補正予算に提出しているとおり、好調であるふるさと納税の増収見込みのほか、継続する物価高騰への対応による地方交付税の増、その他投資的経費に充てる地方債の増などを見込んだことで歳入額に影響があり、昨年度の長期財政見通しでは令和１２年度の基金枯渇を見込んでおりましたが、今回は令和１３年度に基金が枯渇する見込みとなったことで、１年先送りとなった結果になりましたが、厳しい財政状況であることに変わりはないものと認識しています。また、その下の３番は、年度末地方債残高の見込みでございますが、地方債残高は、平成２９年度に全会計合わせて１，０２４．２億円とピークを迎え、これにより地方債残高は、県内他市の平均と比較すると２倍近く上回っている状況で、そのようなこともあり、現在は返済額より借入額を抑えることで、少しでも残高を減らせるよう取り組んでおり、令和１７年度には約５００億円台になると見込んでおりますが、１番目の長期財政収支における収支不足の縮減、基金の維持を踏まえると地方債は大きな収入源でもあります

ので、特に施設や道路などのインフラ整備に係る事業費については地方債残高などとのバランスを見ながら、今後はより効果的に活用していく必要があると考えます。８、９ページは歳入歳出の推移の見込みに関する詳細、１０、１１ページは基金残高、地方債の見通しについて記載してありますので、後ほど御確認いただければと思います。ページ飛びまして、１２ページをお願いいたします。今年度の当初予算では歳入歳出における収支不足が拡大し、上の文章６行目にありますとおり３１億円の財源不足となり、多額の財政調整基金の取崩しで補填したことは、以前にも御説明させていただいているところです。この後「令和８年度予算編成の取組について」で、持続可能な財政運営に向けての今後の対応策など、具体的な取組を御説明させていただきますが、１２、１３ページに記載するのが、今年度の長期財政見通しを踏まえ、必要と考える歳入確保、歳出抑制のための基本的な考え方になります。歳入の確保と適正化においては、概ね例年同様となっておりますが、その中では特に①人口維持、産業育成など税源増加のための施策の推進、②特別会計を含む使用料・手数料等の適正化、③売却、貸付、広告掲載など保有資産の有効活用や寄附金による歳入確保、④収納率向上と未収債権の回収促進、⑤国・県補助金等の活用による特定財源の確保、⑥一般財源基金の確保を、歳出の抑制と適正化といたしましては、①公共施設マネジメントの推進、②大胆な事業のスクラップによる予算配分の重点化、③計画的かつ厳格な選択と集中による事業の重点化、④行政コストなどによる費用対効果の検証、⑤デジタル化の推進などを中心に取り組んでいくというものでございます。この中では、この後「令和８年度予算編成の取組について」でも触れますが、新年度予算では施設使用料などの見直しを徹底するなど、経常的な歳入についても財源確保のために力を入れております。歳出削減についても、昨年度の補助金等検討委員会における提言を踏まえ、引き続き補助金の必要性、予算額について精査していくとともに、見直しが難しい経常経費についても、各部においては検討、見直しをしていただいております。今回の長期財政見通しでお示ししたとおり、厳しい財政状況が今後も予測されますが、以上の取組により財政調整基金などの基金残額の減少を抑え、今後も安定した予算編成ができるような財政基盤の確保と、また一方で、緊縮財政だけを推し進めるのではなく、例えば本市への移住定住が促進されるような、魅力ある施策を実施するための財源とするために、引き続き歳入確保策、歳出抑制に向けた取組を継続してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料④令和８年度予算編成の取組について、説明を願います。

○瀬古澤財政課長　資料④令和８年度予算編成の取組についてをお願いいたします。それでは説明に入らせていただきます。今年度の当初予算では、人件費、社会保障費の増や物価高騰などの影響から歳出額が大きくなりまして、収支不足が令和６年度予算の１８億円から、３１．３億円に拡大し、そのうちの２８．３億円を財政調整基金から補填をするという、今後の基金残高の維持、持続可能な財政運営に不安を残す予算編成となりました。また、先ほどの長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方でもお示しした

とおり、推計どおりの財政運営が続く場合、令和１３年度には基金が枯渇するという試算となっていますことから、今年度の当初予算のような収支不足の規模が続くようですと、本当に近い将来基金が枯渇し、予算が編成できなくなるというおそれもありますことから、持続可能な財政運営を堅持していくために、直ぐにでも歳入の確保、歳出事業の見直しに着手する必要があると、令和７年度の予算編成を終えて、改めて強く感じたところです。実際に、物価高騰の影響や社会保障費の増、その他自治体ごとの特殊財政事情などにより、この１年間で財政状況が悪化し、翌年度の予算さえ組めないおそれがあるほどの基金残高になったという自治体のニュースも見かけるようになりました。このことを踏まえまして、今年度、財政課では新年度予算編成に向けていくつかの見直しに取り組みましたので、現在予算編成の真っただ中ではございますが、新年度予算編成に係る取組内容、要求状況などについて、途中経過になりますがこのタイミングで御説明させていただきたいと思います。まず１番目の予算編成方針でございますが、例年では９月に市長からは新年度予算の編成方針を、予算編成要領については財政課から各部にお示ししまして、それに沿って１０月から翌年１月いっぱいまで予算編成を行っております。ここに記載しておりますのは、新年度予算における予算編成方針を抜粋、要約したものでございまして、ここ数年は同じような内容で示されております。これまでの課題としまして、下二つの項目にあるような事業のスクラップや歳入の見直しなどについては、予算編成方針を発出する時期では、新年度の予算要求までに検討の時間が確保できず、結果、見直しができないままの予算要求となってしまっている現状があり、結果、予算編成方針が形骸化していたのではないかという思いがございます。そういった反省なども踏まえ、今年度につきましては、特に下三つの項目の強化、推進について、年度当初から全庁的に周知し、できる限り新年度予算に歳入歳出事業の見直しが反映できるよう、予算要求の時期までの時間を確保し、全庁的に事務事業の見直しを徹底しました。では、新年度予算における収支不足の縮減に向け、具体的にどのような見直し方針、予算査定の方針を検討、着手したかというのが３番の内容になります。一つずつ簡単に御説明しますと、まず一つ目、共通項目としましては、財政課では新年度予算においてどれだけの収支不足に抑えるか、そのために事業費の削減などにより確保すべき財源の試算を５月の段階で全庁的に示しまして、全職員が本市の財政状況を理解し、どのような見直しができるのかという検討を早期に行ってもらうような取組を行いました。具体的には、収支不足３１．３億円から令和６年度当初予算の収支不足１８億円の水準まで戻すためには、約１３億円の財源を確保する必要があり、各所属においてはどれくらいの歳出削減などが必要になるかということ、また、見直しについては可能な限り令和８年度予算に反映させることを念頭に、令和８年度から１０年度までの３年間を見直し強化期間として、その中で見直しを進めていくことなどを挙げ、これを共通認識のもとに、全庁一丸となって取り組んでいくこととしました。二つ目、三つ目につきましては歳出事業に係る主な取組ですが、二つ目の項目につきましては、まず市の予算査定では、経常的な事業における経費の一部については、枠配分方式というものを導入して予算付けをしております。これは、歳出科目を１件ずつ財政課が査定するのではなく、あ

らかじめ各部に歳出予算額の上限枠を配分しまして、配分された予算の中で担当課が裁量をもって自ら予算を配分し、また事業の見直しなどができるように、そして、歳出額の大幅な増加を抑制するなどを目的とした予算査定の手法を平成２０年度予算から取り入れております。この手法は多くの自治体でも取り入れており、財政状況が厳しい中で効果的かつ効率的な予算配分を行うために有効な手段であると言われています。新年度予算では、その枠配分の対象となる経費を拡大し、その上で今年度の予算比較で２％のマイナスシーリングをかけて配分しました。これにより、マイナスシーリングの中でも、拡大した予算枠の中で各部が柔軟かつ効果的な予算の見直し、予算配分ができるように見直しを行ったものでございます。また、この後、１月いっぱいかけて査定を行います、先ほど御説明しました３ヵ年事業実施計画などに計上されております、本市の主要施策などがメインとなる政策経費につきましても、今年度初の試みとしまして、経常経費同様に各部に予算の上限枠を配分し、それを目安に事業実施の優先順位付けと、可能な限り事業経費の見直しを進めていただいているところでございます。３番は補助金の継続的な見直しということで、昨年度は補助金等検討委員会における提言をもとに補助金の在り方、適正な予算額について精査したところでございますが、新年度予算においても担当課とのヒアリングを通じて継続して精査をしてまいります。４番目からは歳入に関する方針でございますが、４番目は主に使用料や手数料をはじめとした歳入の増に向けての見直しです。特に物価高騰などを踏まえ、長年見直しを行ってこなかった施設使用料などについては、運営に係る経費に対する歳入額の割合を示す施設の賄い率や、他団体との比較、消費者物価指数の動向などを踏まえ料金の見直しを検討することとしました。これにより、９月議会ではふれあいセンターながみねにおける利用料金の見直しを含めた条例改正を提出させていただきましたが、その他の令和８年度中の施設料金の見直しなどを進めており、条例が関係するものについては令和８年３月議会に提出する予定でございます。５番目、６番目につきましては、地方債や特定目的基金の効果的な活用でございます。５番目の地方債につきましては、令和５年度決算までの本市の地方債残高は、県内３２市ではワースト２位、類似団体５８市との比較ではワースト３位という結果となっており、できるだけ将来につけを回さないためにも、可能な限り地方債に頼らず、一般財源により予算化し、地方債残高の縮減に努め、令和６年度決算では県内３２市、類似団体比較でいずれもワースト４位に改善できましたが、課題となっている老朽化した施設修繕など、特に令和８年度、９年度には、新消防署の整備や上大津地区統合小学校の整備などに多額の事業費が想定されますことから、過度な将来負担にならないよう考慮しつつ、効果的な地方債の発行を行っていくこととし、また６番目の特定目的基金の活用については、特に表記の二つの基金を活用して、財源として充てていく方針としました。市立学校施設整備基金については、現在残高が約２０億円ほどになっておりますが、こちらは上大津地区統合小学校整備事業費に全額を充てることとし、その下の公共施設等総合管理基金につきましても残高は約２０億円程度となっておりますが、新年度予算に要求された施設修繕費の中から優先順位を立てて、選定した事業には当基金を充当し、以降も計画的に基金を充てていくことで、施設の老朽化対策を進めて

まいりたいと考えております。以上の具体策を踏まえ、予算編成の準備を進め、現在は経常経費の予算査定を行っているところでございますが、３番の歳入歳出の見直し状況が、現時点での経常経費の要求における見直し状況を一部抜粋したものとなっております。（１）の歳入におきまして、特に①使用料、手数料の見直しでは、多くの施設で見直しを行いまして、記載のとおり水郷プール使用料の増額引上げのほか、その他体育施設や公民館などの施設使用料について改定を行う予定であり、手数料においても、住民票や課税証明などの手数料を増額することで進めております。②の使用料以外で主な歳入確保策としては、債券運用による増収でございます。他団体の事例では、基金の一部を活用し債券運用を行っての運用益により増収している例もございまして、本市でも社会福祉事業基金の一部を平成３０年度から運用している実例がありますが、今般の金利の上昇を踏まえ、残高約２８億円の市債管理基金から、新たに１０億円を債券運用に回し、年間約１，４００万円程度の運用益を見込む新たな歳入確保に取り組みます。（２）は歳出事業の見直しでございまして、①廃止事業につきましては、こども未来部が所管し、地域の小中学生を対象に集団活動を通じて社会性を発達させることなどを目的に、各地区公民館を拠点に実施しているチャレンジクラブ事業につきましては、休日における児童の過ごし方の変化や平日には放課後子供教室など同じ性質を持つ事業があることなどにより見直しを行い、事業に係る補助金の廃止や②の事業費の削減については、地区に補助しております防犯灯電気料金補助金について、補助基準額の見直しなどにより事業費の削減が見込まれるなど、いくつかの歳出事業について見直しを行います。今回は予算査定中ということもあり、個別詳細はお示しできませんが、（３）にありますとおり、見直しを行う予定の歳入歳出経費の今年度予算と新年度要求額を比較した場合、記載のとおり約１億６，０００万円ほどの効果、つまり財源の確保を見込んでおります。主要事業となる政策経費についてはこれからの要求となり、年明け１月いっぱいかけて査定を行っていきますので、見直し効果を含む最終的な予算案は例年どおり２月の予算内示会、予算書などでお示ししていくことになりますが、これまでなかなか見直すことができなかった施設使用料など歳入の見直しや固定化しつつあった歳出事業の見直しにより、経常的な歳入歳出経費で１億円以上の効果を見込めることは大きな成果になるのでは考えております。一方で、今年度の一般会計の予算規模、約５８６億円と比較すると、この効果見込み額は微々たるものかもしれませんが、新年度以降も事業効果などを見ながら、事業の精査、事業の選択と集中を進めまして、今後必要となる事業や市民にとって魅力あふれる新たな事業を生み出すための財源が少しでも確保できるよう、手綱を緩めず行財政改革を進めてまいりたいと考えております。また、見直しを行う際には、十分な時間を確保し、影響を受ける利用者などに丁寧な説明を心掛け、市民サービスの停滞などが起こらぬよう進めてまいりたいと思います。以上が、新年度予算編成への取組についての説明でございますが、６月議会の総務市民委員会で篠塚委員から昨年度の補助金等検討委員会を通じて予算削減を行った団体補助金に関して、対象の団体から何か意見などがあったか、という御質問があったかと思います。その際は今年度の予算執行が始まったばかりということで、所管課から聞き取りを行っておらず、状況がつかめてい

なかったことから、新年度予算要求のタイミングで各課から確認を行いました。いくつかの団体からは削減された予算額を示した際、「補助金の対象項目が絞られたことで、使いづらくなった、活動がしにくくなった」、「自分たちの活動を軽んじているのではないか」などの意見があったようでございますが、担当課から市の財政状況や検討委員会の意見などを踏まえ丁寧に説明を行ってもらった結果、御了承いただき、その後も特段意見などはなかったと確認しております。また、経常経費における団体補助金の新年度要求額についても、団体からの要望により増額要求を行ってきたものはなかったと確認しております。以上が御質問に関する回答でございますが、併せて４番目の項目、補助金の予算要求状況を資料に掲載させていただきましたので、参考に御参照いただければと思います。昨年度の補助金等検討委員会では、全体で１２３件の補助金を審査し、そのうち７件の補助金が「廃止を検討」の判定を受け、令和７年度予算では全て廃止としました。この表に掲載している補助金は、昨年度の検討委員会にあげた補助金のうち、経常経費の補助金として現在要求があがっているもの、個人・団体補助含めた７１件の補助金についての今年度予算と要求額との比較になっています。この中には、３番の見直し項目にあげた補助金の廃止、減額だけでなく、事業の経年の推移などを踏まえて減額要求となった補助金を含めたものではありますが、今年度予算との比較では減額となっている状況でございます。先ほど予算編成方針の具体策の中で、補助金については不断の見直しを行っていく旨御説明しましたが、今後も十分に精査した上で、予算の減額などを行った団体などには、こちらも丁寧な説明を行いながら、適正な補助金の計上に努めてまいりたいと思います。なお、議会初日の全員協議会では、４番目の補助金に関する項目は除いた形で、この令和８年度予算編成の取組と、先ほどの長期財政見通しについて御説明させていただく予定です。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○小坂委員　当然財政はこのとおりだと思います。ただ説明のときにですね、私たちもよく聞かれるのは、これちょっと変なふうに聞こえるとあれなんですけども、無駄遣いしてるんじゃないかみたいな言い方をされるんで、財政が厳しいからこれを削るんですよっていう話をもっと明確な理由を説明できるようにしたほうがいいと。簡単に言うと、あんまり言いたくないけど、要するに扶助費が増えていくというのは誰も分かっていることなんだけれども、そのためにやっぱり財源は厳しくなっていくんだということをね、我々も含めてそういうふうに説明しないとですね、なんでこの補助金を削るのと、なんで使用料値上げするのっていう話のときに、非常に財政が厳しいんだと。それを一般の方はどう捉えるかっていうとですね、無駄遣いしてるんじゃないか、あなたたちの給料が高いんじゃないのか、そういう話を必ずされるんですね。だから、そうではなくて税収も減ってないよ、でもお金がかかるところがあるんだよと。この扶助費と言ったって誰も分からないから、福祉医療、これがどんどん増えているんだと、そういうことなんだということを、やっぱり言わないとですね、非常に誤解されますからね。それを心配しています。言い方を気を付けないと、じゃあその福祉の人が悪いのかみたいになってしまうので。だからね、その辺も御説明のときはよろしくお願いいたします。私も事情

はよく分かっているつもりですのでよろしくお願いいたします。
○瀬古澤財政課長　御指摘ありがとうございます。確かに各団体も財政状況が厳しくなっているというようなニュースが散見されるというような話をしましたけれども、やはり本市も含めてどこの自治体も社会保障費の増加、物価高騰による歳出増加というところは必ず出てきておりますので、本市でもその辺りも踏まえながら説明に心掛けてまいりたいと思います。
○篠塚委員　歳入で手数料、使用料の見直しが出ているんですけれども、何%っていうので多分聞かれるのかと思うんですけども、金額でいうと、すごい金額が上がったとかいうとその辺りがいろいろ出てくると思うんですが、なぜこの手数料が見直しになったのかという理由をですね、説明できるようにしていただきたい。それから手数料かかるし、団体とかいろんなところによく丁寧に説明していただいて、令和９年度にいきなり値上げじゃなくて、今からですね、値上げしていくという説明をしていただかないと、多分理解を得られないのかなと。またチャレンジクラブ事業を今回終了ということで、まちづくり市民委員会に関わってくると思うので、この辺もよく丁寧に説明をしていただいて、名目としてはチャレンジクラブ事業は廃止になるけれども、青少年育成についてはやっていくとか、そういう話があると思いますので、ここは本当丁寧に担当課の方に説明するようにしていただきたいと思います。
○瀬古澤財政課長　御指摘ありがとうございます。施設の使用料などにつきましては、先ほどの御説明の中でも触れさせていただきましたが、施設の賄い率であったりとか、また団体の比較によって一律同じパーセンテージでの増額ということではなくて、施設ごとにばらつきがあるというようなところはございます。また、改定の時期につきましてもそれぞれ異なってきますが、基本的には今御指摘があったように利用者への周知期間を十分に確保すること。新年度予算におきましては、早くても令和８年１０月からの使用料の見直しということで、その前の半年間につきまして十分な周知期間を図れるよう取組を進めているところでございます。また、チャレンジクラブのことにつきましても、担当課からも十分に配慮し、早速もう１２月の説明が終わった時点で、学校、公民館の指導員の方とも調整をしながら進めていくというような話を聞いておりますので、使用料、また歳出の事業の見直し合わせて、各担当課には丁寧な説明を心掛けてもらうようお話してまいりたいと思います。
○古沢委員　チャレンジクラブを廃止した場合には、どのぐらい削減されるんですか。
○瀬古澤財政課長　ただ今の御質問につきましては、後ほど回答させていただきます。
○目黒委員長　ほかに、ございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　つぎに、資料⑤土浦市民満足度調査の実施について、説明を願います。
○福澄政策企画課長　土浦市民満足度調査の実施について報告いたします。この調査は、市民の意向把握と今後の市政運営の参考とするものです。市内在住の満１８歳以上の男女３，０００名に郵送による配布にてアンケート調査を実施いたします。調査項目は住み心地、施策の満足度、重要度、まちづくり、広報についてでございます。調査期間は令

和７年１２月下旬から１か月程度を予定しております。報告は以上となります。
〇篠塚委員　調査の方法については、土浦市公式ＬＩＮＥとかもありますので、そこで調査をして、ネットで調査するとホームページの人だとか幾つかやって、それを集計して出していくという方法もあるかと思うので、満足度調査だと、やっぱり偏った意見が出てきたりですね、それから設問についても随分変わってくると思うので、その辺も含めて御検討いただければと思います。
〇福澄政策企画課長　アンケートの方法につきましては、今回は９次総に関する項目についてのアンケートになりまして、ちょっと偏ったというか、市政にかなり寄ったものになると思いますけれども、その他の調査というか、アンケートもまた一方で必要な部分だと思いますので、そちらは今後検討させていただきたいと思います。
〇目黒委員長　ほかにございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
〇目黒委員長　つぎに、資料⑥外郭団体（産業部門３団体）の合併に向けた検討の進捗状況について、説明を願います。
〇天貝行政経営課長　本年３月の各団体の理事会におきまして、合併が可能かどうかの検討を行うことに御理解をいただいたことから、各団体の事務局にヒアリングを行い検証を進めた結果、合併は可能であると判断いたしました。これを受け３団体の理事会において、合併のイメージや効果などの説明を行い、今後詳細協議に入っていく旨の了承を得たところでございます。３の理事会での意見です。観光協会の１点目の意見では、小町の館周辺は首都圏から近く景観もよく、八郷のフラワーパークの集客力も勘案すると、農業と観光は密接にリンクできるとの意見や、２ページの農業公社では、合併によりアピール力が強化されれば農業関連の事業者などが観光や物産関連の事業について相談がしやすくなるとの意見、産業文化事業団では、職員の強化や合併の効果の発揮についての要望がございました。４の今後につきましては、詳細協議の中で合併後に実施していく事業や組織の形態、給与制度などについて協議してまいります。３ページ以降は理事会でお示しした資料となります。ボリュームがありますのでかいつまんで説明いたします。この資料は、各団体の事務局にヒアリングを行い、メリットと課題を整理したものです。上段がメリットで、指定管理業務や総務事務、経理事務の集約により事務の効率化が図れるほか、指定管理施設利用者と観光資源・農業資源を組み合わせることによる相乗効果が期待できるというものです。下段が課題を整理したもので、１番が社団か財団か選択する必要があるが、右側の対応案としては、今後メリット・デメリットを比較して決めていくことになります。２番では各団体が保有している資格を合併後の団体に承継できるかを整理したもので、食品営業許可と商標登録は承継可能ですが、酒類販売許可は保有する団体が他を吸収合併する場合は承継できるが、新設合併の場合は承継できず、再申請となり２か月間を要するため、その間、酒類の販売ができないという課題があります。４番の人材育成につきましては、観光協会では旅行業務取扱管理者などの人材が必要とのことでした。つぎの４ページからは今回の合併案に近い事例を調査したもので、５ページ、今回の検討と同様に農業振興と施設管理、観光振興を業務とし

て実施している団体の事例となります。左側の一般社団法人伊達市振興公社は、いわゆる平成の大合併で五つの町が合併し、合併前からあった団体を本年４月に合併したもので、五つの一般社団と、一つの一般財団が合併して一般社団法人になった事例です。主な事業は３部門の構成になっておりまして、一つが「スポーツまちづくり部」で公園やプール、体育施設の管理運営を行っています。これは正に産業文化事業団の事業内容と同じです。二つ目の宿泊部は、宿泊・観光を通じた地域活性化事業で、三つ目の物販観光部は、道の駅の運営、イベント、農産物の物販事業などで、これは小町の館を運営している農業公社に近い内容です。右側が一般財団法人信州なかの産業・観光公社です。土地柄、農業が盛んなところでありますので、主な事業では農業のウエイトが高くなっていますが、観光振興事業や公共施設管理運営事業を行っております。先程のヒアリングの結果と、全国の自治体の事例を踏まえまして、３団体が合併した場合のイメージを纏めたものです。中央の水色の新団体のイメージの周りに既存の３団体の事業内容や特徴などを記したものとなります。左上の観光協会です。プロパー職員は１名で、特徴としては、市からの受託事業を幅広く実施しているものの、イベント開催が事業の中心になっており、自主事業を余り行えていないのが課題と捉えております。右上の農業公社です。主な事業内容は、農地利用集積事業いわゆる「農地バンク」で、令和２年の法改正により新規のマッチングができなくなっている状況です。現在はそば、味噌の生産振興と販路拡大がメインの事業となっております。左下の産業文化事業団の主な事業内容は、記載の公共施設１０施設の管理運営を行っているほか、集客事業である水郷桜イルミネーション事業を行っております。職員数は３１名おりまして、特徴としては、人員を農業公社と観光協会に派遣しているので、観光協会と農業公社の業務に馴染んでいる職員も一部おります。また、水郷体育館では各種全国大会や関東大会などが開催されているほか、水郷テニスコートには県外からの合宿利用者も訪れております。これらの団体の合併による新団体のイメージが中央のブルーの部分になります。２点目の職員につきましては、高齢化が進んでいますので採用計画を策定し、新規職員を採用していくこととなります。事業については基本的に３団体の事業を継承することとなると思われますが、新たな事業を行うためには取捨選択も必要になると考えるところです。この事業を行う体制のイメージにつきましては、右下の表に纏めております。事業部を二つに分け、上段の観光・物産事業部と、下段の管理事業部としてはどうかと考えておりまして、観光・物産事業部では、様々な観光・物産事業を集約して担っていく、と想定するものです。下段の管理事業部では、財務・経理事務に加えて各団体の施設管理を集約して担っていくイメージでございます。真ん中の新団体の４点目「合併の効果」についていくつか紹介いたします。１点目が観光資源と農業資源の結びつけによる相乗効果、具体的には、観光と絡めた物産品の販路拡大などによる観光産業の振興を想定するものです。２点目が産業文化事業団が行っている施設管理に観光の要素を加えることによる相乗効果。具体的には、水郷体育館やヒューナックアクアパーク水郷と観光・農業資源の組み合わせによるスポーツツーリズムの展開などが想定されます。これらが合併による新団体の強みになるものと考えております。このイメージを更に分かりやすく絵にしたものが、７

ページ左下の産業文化事業団の水郷体育館では、バレーボールＶリーグの試合や各種全国大会が開催されておりまして、テニスコートでは県外から合宿目当ての利用者が訪れています。ヒューナックアクアパーク水郷は料金が安いことから都心からも多くの家族連れが訪れるなど、「都心から近い」という強みがあり、観光資源としてのポテンシャルが高いものと考えておりますので、来られた方をすぐに帰してしまうのでなく、右下の農業公社の体験型観光資源や他の観光資源と結びつけることにより、土浦での滞在時間をより長くすることによる経済効果を期待するものです。また、小町の館での蕎麦打ち体験と観光協会の観光事業と結びつけ、小町蕎麦のブランドを定着させ、民間が参入したくなるよう育成し観光産業の活性化につなげられればと考えております。加えて新治地区の小町の館周辺の筑波山麓付近はロケーションも良く、農業資源も豊富でありますが、現状ではこれらの資源を活用しきれていない状況です。これらの資源を観光に結びつける鍵を握っているのが、右上の赤枠に示したように、何といっても「人材」でありますので、旅行業の資格を有するようなノウハウを持った人材を採用していって、組織を強化した上で、この３団体が保有している資源を有効に活用し新たな観光事業を展開し、観光と産業の活性化を目指すものです。資料４、一般社団法人と一般財団法人の違いを纏めたものです。上から意義についてです。社団は、目的のために社員が集まり活動する組織で、一方、財団は、ある目的のために拠出された財産の運用により目的を達成する組織です。４点目の設立の要件については、社団は資金や財産がなくても設立が可能ですが、財団は３００万円以上の財産が必要で、産業文化事業団は市が３００万を拠出して設立した組織です。農業公社は当時の新治村が５，０００万、ＪＡが１，０００万を拠出しております。つぎに、二つ飛ばしてそれぞれのメリットについては、社団の場合、会員である社員で構成する社員総会が開催されますので、社員の意思が反映され易いこと。一方、財団では財産を基に運営するため安定性があることが挙げられます。参考までに３団体の資産を下段の表に纏めております。産業文化事業団の流動資産約７，６００万は運営補助金の返納金や未払の３月分の業務委託料などです。農業公社の流動資産約３，２００万円は運転資金や棚卸資産です。観光協会の流動資産約６，９００万円は未払金や預金となっています。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　そのほか、市長公室からございますでしょうか。

○瀬古澤財政課長　先ほど古沢委員から御質問がありましたチャレンジクラブ事業費の削減額でございますが、すぐに回答できず申し訳ございませんでした。今年度予算が１２０万円の予算額となっておりますので、こちら廃止になりまして１２０万円の削減というような見込みとなっております。以上でございます。

○目黒委員長　古沢委員よろしいですか。

○古沢委員　ありがとうございます。

○篠塚委員　国のほうでガソリン税暫定税率の廃止が決まりそうなんですけれども、もし廃止された場合、土浦市の税収の削減というか、減る金額ですとか、それからおそら

く国のほうで補償を交付税としてくれると思うんですけれども、その辺の情報があれば教えていただきたいと思います。

○瀬古澤財政課長　ただ今の暫定税率の廃止での影響ということでございますが、土浦市におきましては、地方揮発譲与税が財源となっておりますですので、こちらの歳入額に影響があるかというふうに考えております。例えば、今年度の地方揮発譲与税が約１億１，５００万円の予算となっておりまして、ここから暫定税率廃止になりますと約１，８００万円ほどの減収が見込まれる予定でございます。その補填でございますが、今のところ国からの方針というものが示されておりませんのではっきりとしたことは言えませんが、地方譲与税等の減収があった場合、地方交付税の算入経費にもなっておりますので、そういった経費で補填されるのか、また年明けに国からの見込みというか、そういったものが発出されますので、そういったところで示される可能性もございますが、例えば先ほど、臨時財政対策債、今回廃止になった理由というのが、国の増収というところで、地方における譲与税であったりとか交付税の額っていうことが大きく補填されるっていうところがあってそこで十分賄えるだろうというような理由もあっての廃止ということもありますので、そういったまた来年度も国の収入の上振れ等がある場合には、その中で補填するような感じになってくるっていうことも想定されますが、今のところをはっきりした理由はまだ示されてございません。

○目黒委員長　そのほか市長公室からございますでしょうか。

○山口市長公室長　特にありません。

○目黒委員長　委員の皆様から、執行部に何かございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　ないようですので、市長公室の皆様は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

（市長公室退席）

（総務部・会計課入室）

○目黒委員長　それでは、総務部及び会計課の案件について、協議を行います。総務部資料に基づきまして、資料①ア令和７年度土浦市一般会計補正予算（第４回）（案）、国基幹統計事業について、執行部より説明願います。

○北島総務課長　総務課です。サイドブックスは資料①をお願いします。令和７年度土浦市一般会計補正予算（第４回）（案）、国基幹統計事業、令和７年国勢調査について説明をさせていただきます。１番の補正の理由でございます。本年実施の国勢調査に係る経費は、全額市町村交付金で賄っているところですが、職員手当及び水道光熱費の不足分に対し、追加交付の決定がされましたので補正を行うものでございます。なお、水道光熱費につきましては、調査票の整理、保管場所として使用しております、農業公社大会議室に係るものでございます。２番の補正予算額は、歳入は１７款県支出金、３項県委託金、１目総務費県委託金に１０２万３，０００円の追加交付があり、歳出は２款総務費、５項統計調査費、２目国基幹統計調査費の３節職員手当等と１０節需用費にそれぞれ充当したものでございます。参考までに国勢調査でございますが、３番にございま

すとおり、調査員による調査票の取りまとめは１０月いっぱいで終了しまして、現在は指導員による調査票の確認、修正作業を行っているといった状況でございます。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○奥谷委員　国勢調査ですけれども、いろいろ話を聞くと、調査員の方が御苦労されていると、訪問してもなかなか会ってくれないし、会っても国勢調査の意味合いを理解してもらえないというような話を聞きますけれども、本市における国勢調査に対する市民からの御意見だったり、そういう調査員の方の御苦労みたいなものは何か報告入ってますか。

○北島総務課長　今回土浦市におきましては、調査員を各地区長から御推薦いただきまして、７８０名の調査員の皆さんに御協力をいただいてございます。かなり高齢化も進んでございまして、なかなか訪問をしても会えない。また、逆に調査されるお宅のほうでは、調査員を語るような騙り調査みたいなものも全国的には事例があるというような状況でございますので、現在の国勢調査のやり方というのが時代とともにですね、なかなか難しくなってきているのかなというふうには感じてございます。一方で、インターネット等の普及によりまして、インターネットの回答率が随分上がってまいりまして、これまでは調査員の方に何度も足を運んでいただいて回収をしていただくというようなことをしていたんですけれども、今年については１０月上旬の時点では４５．４％がインターネット回答というようなことになっておりますので、そういった部分では、軽減も図れてきているのかなというふうに感じております。以上です。

○奥谷委員　私も調査票を受け取って翌日にインターネットで、非常に簡単にできたものですから、そういった周知も含めてですね、調査員の方になるべく負担が掛からないような形でぜひまた５年後になるかと思いますが、そういったことも課題だと思いますのでよろしくお願いします。

○北島総務課長　この後ですね、県、国のほうに今回の国勢調査を踏まえまして反省事項とか課題点なども上げていく機会があるというふうに聞いておりますので、そういった部分で問題点についても上げていけたらなというふうに思っております。ありがとうございます。

○目黒委員長　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料①イ令和７年度土浦市一般会計補正予算（第４回）（案）、職員人件費について説明を願います。

○野中人事課長　人事課でございます。資料①イを御覧ください。令和７年度土浦市一般会計補正予算（第４回）（案）について御説明いたします。１番の補正理由ですが、本案につきましては、人件費について、４月及び１０月の人事異動による人員の増減に伴う過不足の補正や育児休業等に伴う減額の補正を行うものでございます。なお、給与改定につきまして、国家公務員において、約３０年振りの高水準となった昨年度を上回る引上げが人事院から勧告されましたが、これに対する法改正の時期は未定とされており

ます。１１月１１日閣議決定され、その後に法案が提出され、１２月１７日国会の閉会までに成立の見込みです。このため、給与改定に係る当市給与条例等の改正案及び必要額の補正予算案につきましては、国会審議状況を注視しながら対処してまいります。２番の補正予算額につきましては、２ページの令和７年度第４回補正予算に係る職員人件費補正予算案の概要を御覧ください。会計ごとの補正予算の状況でございます。一番上に一般会計を掲載し、以下五つの特別会計も併せて掲載しております。御案内のとおり、人件費は給料、職員手当等及び共済費の合計で構成されており、一番左の項目に会計として一般会計以下６会計の区分を記載しております。その右側に補正前の予算額として、現予算額を会計ごとに記載しております。さらにその右側、ほぼ中央になりますが、こちらの補正予算額が今回の補正額となります。そして、その右側が補正後の予算額で計として記載しています。単位はいずれも１，０００円となります。まず、補正前の予算額という括りの枠内の一番右側に計とございますが、一般会計の補正前の人件費につきましては、８３億９６７万４，０００円でございます。つぎに、中央の補正予算額の括りの一番右側、計の欄の一般会計は、１，８５６万６，０００円の減額で、補正後は一番右側の欄になりますが、一般会計の人件費は８２億９，１１０万８，０００円となります。これに、五つの特別会計を加えたものは、一番下の行、網掛けになっているところですが、補正前の人件費の総額は９０億３，３７１万１，０００円になります。中央の補正予算額でございますが、中央の括り一番右側、計の欄の一番下、補正予算額は総額で３，４６８万３，０００円の減額になります。減額となった大きな要因は、普通退職による職員数の減少や育児休業による影響等がございます。これに４月及び１０月の人事異動による職員構成の変動に伴う過不足の補正を合わせまして、今回３，４６８万３，０００円の減額補正をお願いするものです。補正後の人件費の予算額につきましては、一番右側の一番下、網掛けのところになりますが、総額で８９億９，９０２万８，０００円となります。なお、詳細につきましては、会期中の各委員会において、委員会所管の会計について、委員会や予算決算委員会の各分科会において、補正予算の説明をさせていただく予定でございます。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料①ウ令和７年度土浦市一般会計補正予算（第４回）（案）、収納関係事業について、説明を願います。

○萩島納税課長　納税課でございます。それでは、資料①ウをお願いいたします。令和７年度土浦市一般会計補正予算（第４回）（案）について、御説明させていただきます。１番の補正理由ですが、法人市民税の予定納税制度により、前年度に予定納税を行った企業が決算後の確定申告において多額な還付金が生じたことから、上半期の還付金額が大幅に増加し、今後、市税過誤納還付金に不足が見込まれるため、増額補正をするものです。２番の補正予算額としましては、２，８１４万１，０００円を増額補正させていただくものとなります。簡単ですが、説明は以上となります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料②土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（案）について、説明を願います。

○野中人事課長　人事課でございます。それでは、資料②をお願いいたします。土浦市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。それでは、１番の主な改正の理由ですが、近年の災害の激甚化、頻発化により、災害時に国や県の要請に基づき積極的な職員派遣が求められており、災害応急作業等の活動のため、市外に派遣される職員に対し、新たに特殊勤務手当を支給するため所要の改正を行うものです。また、実状に合わせ、し尿処理に関する特殊勤務手当を廃止するものです。つぎに、２番の改正の内容ですが、３点ありまして、まず、１点目としまして、災害応急作業等派遣手当及び緊急消防援助隊等派遣手当の新設でございます。災害応急作業等の活動のため、市外に派遣される行政職員又は消防職員に対し、手当を支給するものです。表を御覧いただき、災害応急作業等派遣手当は、行政職員に対して支給するもので、緊急消防援助隊等派遣手当は、消防職員に対し支給するものです。どちらの手当ても、１日の支給額は１，０８０円で、夜間に作業した場合は１，６２０円、また、作業等又は消防活動が著しく危険である区域で行われた場合は２，１６０円になります。つぎに、２点目としまして、し尿処理手当の廃止になります。し尿処理手当については、し尿処理施設汚泥再生処理センターの管理が業務委託となり、今後も職員が当該施設に配置される見込みが無くなったことから、し尿の収集作業及び処理作業に関する規定を削除するものです。つぎに、３点目になりますが、その他の文言の整理になります。３番の施行期日につきましては令和８年４月１日からといたします。添付資料としまして、改正案文を２ページから４ページに、新旧対照表を資料②別添として載せておりますので、後ほど御確認いただければと思います。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　支給額のところで聞きたいんですけれども、日没から日出までって、夏と冬で作業の時間が違うと思うんですが、これはなぜ時間ではなくて夜間作業は日没から日出にしたんですか。

○野中人事課長　こちらの規定につきましては、国家公務員の規定に準じて定めております。

○篠塚委員　準じてなんですけれども、これは土浦市独自で変えることも可能ですか。通常であれば、勤務時間１７時１５分までででしたっけ。勤務時間が終わったときから出勤時間までの間は、これは別の夜間作業じゃないけど、他の作業の時間帯じゃないかと思うので、日没から日出までって非常に幅が広いので、夏だったら夜７時から翌朝４時で、冬だったら夕方５時から翌朝６時までと、時間の幅が広くなってしまうので、その辺も考えると、もし変えるんだったら直したほうがいいのかなと思って質問しました。

○野中人事課長　確かに委員のおっしゃるとおりだとは思います。ただ、こちらは災害ということでかなり危険が伴い、特に夜間、日没からは作業等で特に足場とかが悪くなりますので、その分の金額増額の部分で、なかなか時間では難しいのかなとは思います。

以上です。
〇篠塚委員　分かりました。後でまた委員会で検討したいと思います。
〇奥谷委員　今の災害応急手当等の派遣手当と緊急消防援助隊等の派遣手当、これ支給額１日同額だということですけれども、そもそもその派遣要請があるということはやっぱりその地元で手に負えなくて、ある程度の災害規模だったり、火災だったりっていうところで派遣をされるということで、消防に関して言えば、その分だけやっぱり危険度だったり、現地に行っての活動量、そういったものも地元で活動するよりも違ってくるというふうに思うんですね。そこを同じ支給額にしているというところの差をつけない意味合いをちょっと教えていただけますか。この支給額の注釈の中には、著しく危険である区域の場合は２，１６０円ですか、というふうにありますけれども、そのところの区分がですね、同額というところは御説明いただければというふうに思います。
〇野中人事課長　こちらなんですが、行政職と消防職で差がないということでございますが、やはり災害応急作業、職員が出たときに前の実績とかもありまして、能登半島の地震のときには行政職が行ってまして、そちらもかなり危険な業務とかを行政職の職員も従事しておりまして、消防職員につきましても、今年度大船渡の山林火災とかの消火活動も行って、やはり差がなかなかつけづらい。うちのほうでもやはり国家公務員の基準もありましたので、それに準じて、行政職も消防職も同額としてございます。
〇目黒委員長　ほかにございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
〇目黒委員長　つぎに、資料③土浦市税条例の一部改正（案）について、説明を願います。
〇中西課税課長　課税課です。サイドブックスの資料③をお願いいたします。土浦市税条例の一部改正（案）について、説明させていただきます。それでは、資料の１ページをお願いいたします。１の改正の内容、（１）市税関係ア公示送達につきまして説明いたします。今回の改正は、地方税法の改正に伴います内容となります。公示送達につきましては、市県民税、固定資産税等の税金の賦課、徴収又は還付に関する書類は、郵便により交付することとしておりますが、住所、居所、事務所等が明らかでなく、現地調査を行った上でもなお、交付できない場合には、市役所の掲示場に必要な事項を掲示することで書類の送達があったものとみなす制度となっております。現在、市役所の掲示場に掲示することで行っている公示送達の内容を、市のホームページに公示事項を表示するとともに、これまでと同様、掲示場又は、市役所内に設置しました、パソコンの画面に表示することで、公示送達が可能となる改正となります。改正する条文については、第１８条が公示送達をインターネットを用いる方法を定義する改正、第１８条の３では、地方税法施行規則を施行規則に略称規定を設けたことによります改正となります。イ施行期日については、令和８年６月までに施行することとなっておりますが、政令で示された日からの開始となるものとなります。２ページにつきましては、改正いたします条例案、資料③の別添は新旧対照表となりますので、後ほど御覧いただければと思います。説明は以上となります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、専決処分等の報告関係に移ります。資料④旧本庁舎雑木落下による車両損害事故の和解について、説明を願います。

○渡邊管財課長　管財課です。資料④旧本庁舎雑木落下による車両損害事故の和解についてをお開きください。本案件は専決処分の報告でございます。１番の事故発生の日時は、令和７年１０月６日の午後３時３０分頃です。２番の事故発生の場所は、２ページにあります位置図のとおり、旧本庁舎敷地の北側斜面に隣接しておりますかねき従業員用の駐車場です。一つ飛びまして、４番の事故の概要としましては、旧本庁舎敷地内に生えている雑木の枝が風により折れて落下し、隣接地に駐車してあった被害者の車両に衝突し、車両の後方部分を破損させたものでございます。５番の和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害金８万１７２円のうち過失割合１００％に当たる全額を支払うことにより和解したものでございます。なお、当該損害金につきましては、市が加入しております全国市長会の市民総合賠償補償保険から全額相手方に支払ったものでございます。３ページは原因となった雑木、落下した枝、車両が停まっていた現場状況の写真、４ページは被害車両の被害箇所等の被害状況の写真でございます。現在、再発する可能性を避けるため、事故発生現場では樹木近辺には駐車せず、別の駐車場に停めていただいており、当該樹木については樹齢が古く、今後も強風などで枝が折れて落下する可能性が高いため、１２月上旬に伐採する方向で進めております。また、本案件を契機として、旧本庁舎をはじめとする公共施設の跡地の樹木につきまして、再度、樹木の状況につき確認し、今後、ほかの樹木でも同様の事故が発生しないよう対応しているところでございます。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○栁澤委員　別の駐車場に停めていただいているということですが、それはかねきさんがお持ちの別の駐車場ということですか。それとも市が用意した別の駐車場でしょうか。

○渡邊管財課長　平日は、かねきさんの来客用駐車場の空いてるスペースに停めていただいてるということです。土日は大変混むということですので、近くの職員駐車場ですね、職員互助会のほうにもお願いしまして、停めるスペースがあるということですので、混雑時にはそちらに停めていただいているような状況でございます。

○目黒委員長　ほかにございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、報告事項に移ります。資料⑤債権管理条例の検討について、説明を願います。

○北島総務課長　総務課でございます。資料⑤をお願いします。債権管理条例の検討状況について、御説明させていただきます。債権管理条例は、市の債権の管理に関する事務処理について定めることにより、法令に基づいて債権の適正な管理と徴収を図ることを明らかにし、また、債権放棄の要件等を定め、市長専決での権利放棄を可能とすることにより、円滑な行財政運営を図ることを目的とするものです。債権管理の適正化につ

いては、各種債権の収入未済額の早期解消に向けて、令和５年度に策定いたしました土浦市債権管理基本方針に基づき、これまで、全庁的に体系的に統一した債権管理事務の執行や、庁内での連絡体制の構築、また、昨年１２月議会では徴収が困難な債権について、本市で初となる議会の議決を受けての放棄などを行ってまいりました。この債権管理条例の制定についても、この基本方針に位置付けた取組として行うもので、来年３月議会に条例制定の議案を提出する予定で進めているところでございます。それでは、資料に基づき、現在の検討状況について、簡単に御説明させていただきます。１の債権管理の現状と２の条例制定の意義につきましては、ただ今申し上げたとおりになりますので、後ほど御覧いただければと存じます。３の条例制定の動きを御覧ください。全国的にも県内自治体においても、債権管理条例を制定する自治体は増えており、県内では下の表でお示ししているとおり、現在１８団体で債権管理条例を制定している状況となっております。つぎに、４の条例の制定内容を御覧ください。現在、検討している条例の規定内容につきまして、ポイントとなるものをいくつか簡単に御説明いたします。（１）を御覧ください。この条例を制定する目的につきましては、ゴシック体でお示ししているとおり、債権管理の適正化と事務の効率化を図ることを目的といたします。つぎに、（２）を御覧ください。この条例と債権管理に関する他の法令等との関係につきましては、ゴシック体でお示ししているとおり、市の債権管理については、他の法令等に定めるものを除き、この条例により処理することを規定します。（３）は市長の責務、（４）は債権管理台帳の整備について、次のページをお願いします。（５）、（６）は延滞金と遅延損害金の徴収について、規定したいと考えております。（７）を御覧ください。債権の放棄につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、現在徴収が事実上困難であると認められるものについて、議会の議決を受けた上で、債権を放棄しておりますが、ゴシック体でお示ししている部分を御覧ください。サービス利用料を始め、経常的に発生する債権であって、放棄の事由が客観的にやむを得ないと認められるものについては、市長の専決処分による債権放棄を可能とすることを定めます。なお、参考までに、昨年１２月議会時において債権放棄を実施する際に、想定される放棄の要件として示した基準が下の四角で囲まれた箇所となります。詳細は後ほど御覧いただければと存じますが、（１）と（２）につきましては、債務者が生活困窮状態にある、破産したなど債務者の経済的な事情から、（３）につきましては、債務者が失踪、行方不明などにより居場所が分からないなど、債務者の物理的な事情から、（４）につきましては、昨年１２月議会からの債権放棄の議案の放棄理由は、ほとんどがこれに当たりますが、仮に裁判手続をとった場合でも債務者が時効の援用をすれば、時効により債権は消滅することから、その徴収が事実上困難であると考えられるものになります。これらの基準を基に、今後も他自治体の規定などを参考にしながら規定していきたいと考えております。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料⑥旧斗利出小学校跡地利活用事業者に係る公募型プロポー

ザルの実施結果について、説明を願います。
○渡邊管財課長　管財課です。資料⑥旧斗利出小学校跡地利活用事業者に係る公募型プロポーザルの実施結果についてをお開きください。本案件につきましては、５月３０日に公募を開始し、１０月７日にプレゼンテーション等による審査を行い、事業の特定者（優先交渉権者）を決定いたしました。その結果につきましては、既に委員の皆様にはメールにて御報告させていただいたものですが、改めて、プロポーザルの実施結果及び今後の流れ等について御説明させていただきます。２番の実施結果概要から御説明させていただきます。２番の（１）審査実施日は令和７年１０月７日、（２）プレゼンテーション及びヒアリング参加事業者数は３事業者でした。（３）事業の特定者（優先交渉権者）株式会社アクセスシャイン、土浦市中に本社のある企業です。合計点数は４８４点（８００点満点）でした。（４）特定者（優先交渉権者）の提案事業概要ですが、持続可能な地域活性化を目的とした複合型施設運営でございまして、内容は、まず、一つ目として、校舎をコミュニティゾーンと位置付け、 地元企業の出店スペースやレストラン、地域交流スペース等としての活用、二つ目としまして、体育館をサイクリストゾーンと位置付け、耐震補強を実施した上で、サイクリスト向け拠点や災害時の一時避難所としての活用、三つ目としまして、校庭をイベント広場として位置付け、 キッチンカー等によるマルシェや子供の遊び場等として活用するといった提案内容でございました。３番の今後の流れについてです。主なものとして（１）から（８）までの八つの区分を挙げております。この中で、現在は（１）の段階で、基本協定書の締結に向け、最終の調整をしているところでございます。また、今回の提案事業について、旧斗利出小学校は市街化調整区域内にあり、今回の特定者の提案事業内容が茨城県開発審査会での承認が必要となる内容であることから、実施の可否が判明するまでに平均で１年から２年の期間が必要となり、また、県の承認に当たり、事業内容が一部変更となる可能性もあるというところでございます。４番、地域住民の皆様への周知についてでございます。先ほどの３番の今後の流れの（２）にも出ています地域住民の皆様への周知についてですが、こちらは基本協定締結後に、現在の事業計画及び今後の流れ等について、住民説明会を実施する予定でございます。現段階では、来年１月下旬頃に開催できるよう調整を進めております。日時が決まりましたら、委員の皆様に御報告させていただきたいと存じます。別添の資料につきましては、事業者の提案事業のゾーンごとの計画を示したものです。説明は以上でございます。
○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。
○奥谷委員　１点だけ確認させてください。この開発に当たっては県の審査があるということで、これが１年かかるということですけれども、事業者はこの１年かかるということを了承した上でもちろんやっているんですよね。時間がかかり過ぎて途中でやめたってことがないように確認です。
○渡邊管財課長　奥谷委員おっしゃられたとおり、事業者の方は既に了解済みということでございます。
○目黒委員長　ほかに、ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料⑦基金の債券運用について、説明を願います。

○沼尻会計管理者　会計課です。サイドブックスの資料⑦をお開きください。基金の債券運用についてということで、本市ではこれまでも債券運用を行っておりますが、近年、利率が上昇しておりまして、これを好機と捉えて、新たに基金を活用した債券運用を開始いたします。資料の１ページが、これまでの基金運用の表になっておりまして、こちらは社会福祉事業基金を活用して、①の茨城県公募公債、平成３０年から運用しておりまして、その下、地方公共団体金融機構債を３本、合計で４億円を運用しております。しかしながら、当時の利率は記載のとおり低い状況でございましたので、運用益も年間で１２５万円程度となっております。そこで資料２ページ、新たな基金の運用でございます。現在本市では１７の基金がありまして、そのうちの市債管理基金、こちらが当面、取崩す予定のない基金ですので、預金の２８億円のうちＪＡから６億円、常陽銀行から４億円、合計１０億円を債券運用に充てる予定となっております。その下、３の購入予定の債券ですが、５年ものでＳＭＢＣ日興証券を仲介に都市再生機構債券を３億円、もう一つが日本高速道路保有・債務返済機構から７億円を購入いたします。予定利率が１．３５％ですので、年間の運用益、都市再生機構が４５０万円、日本高速道路が９４５万円の合計１，３９５万円となる予定でございます。今後のスケジュールですが、資料に記載のとおり、来月の１２月５日に利率や支払日の条件が確定しまして、同月１９日に都市再生機構、２５日に日本高速道路を購入する予定です。また、利払につきましては、年２回になりますが、現時点では、初回が来年の５月２０日と６月２０日を予定しており、市債管理基金の口座に振り込まれますが、２回目が１１月と１２月に入りますので、その時点で取りまとめ、全額を一般会計の歳入へ繰り出す予定でございます。報告は以上です。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、そのほか、総務部及び会計課からございますでしょうか。

○大橋防災危機管理課長　災害時初動対応訓練の御案内をさせていただきます。資料はございませんが、年明けの１月１７日土曜日、阪神淡路大震災から３１年を迎えますが、災害時初動対応訓練を、２回目となります訓練を実施させていただきます。昨年は１１月１６日土曜日に実施した初動対応訓練の第２弾となります。今回は、非公開で休日の朝方に大地震が発生し、公共交通が運行停止の想定でどのくらいの時間で登庁できるか検証する参集訓練を兼ねて市職員のみで実施します。簡単ですが以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　ほかに執行部からございますでしょうか。

○塚本総務部長　特にございません。

○目黒委員長　ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　それでは、総務部及び会計課の皆様は、退席していただいて結構です。お疲れ様でした。ここで暫時休憩といたします。午後１時２０分から再開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（総務部退席）

（休憩　午後０時１０分）

（再開　午後１時２０分）

（市民生活部入室）

○目黒委員長　休憩前に引き続き、会議を再開します。それでは、市民生活部の案件について、協議を行います。市民生活部資料に基づきまして、資料①令和７年度土浦市一般会計補正予算（第４回）（案）、神立地区コミュニティセンター管理運営事業について、執行部より説明を願います。

○大貫市民活動課長　市民活動課でございます。令和７年度土浦市一般会計補正予算（第４回）（案）について御説明をいたします。資料①をお願いいたします。神立地区コミュニティセンター管理運営事業についてでございます。はじめに、１の補正理由でございますが、同コミュニティセンターにつきましては、地域住民で組織されております神立地区コミュニティセンター管理運営協議会を指定管理者といたしまして運営を委託しております。今回指定管理料において、県の最低賃金額の改定、また本年夏の記録的な猛暑による電気使用量の増加及び政府によります電気料金の補助制度が短期で終了したこともございまして、指定管理料の不足が見込まれることから、委託料の増額補正をお願いするものでございます。また、同コミュニティセンターの空調設備、いわゆるエアコンの一部について不具合が続いておりまして、機器メーカーにも、もう機器が古いということで、部品等の在庫が無く修理という形での対応が不可能という判断になりましたことから、来年の猛暑等による利用者の健康面等も考慮しまして、空調設備機器の更新工事を早急に行う必要が発生しましたため、増額補正をお願いするものでございます。２の補正予算額ですが、歳出において２款総務費、１項総務管理費、１１目市民活動費のうち、指定管理料として、１２節委託料を４９万９，０００円。また、空調設備の更新工事としまして、１４節工事請負費を２，５０３万６，０００円、それぞれ増額補正をするものでございます。説明は以上です。

○目黒委員長　ただ今の説明について、何か御質問はございますでしょうか。

○篠塚委員　空調工事ですが、これは補正が通ったらすぐに発注して年度内に完成させるような形にするんですか。

○大貫市民活動課長　篠塚委員おっしゃるとおり、予算確定後に早めに発注しまして、夏前にエアコンが使える状態にしたいと考えております。

○目黒委員長　ほかに、ございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料②土浦市神立地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、説明を願います。

○大貫市民活動課長　神立地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について御説

明をいたします。サイドブックス資料②を御覧ください。同センターの指定管理は、先ほども御説明いたしましたが、神立地区コミュニティセンター管理運営協議会に委託をしておりますが、令和３年度に更新いたしました５年間の指定管理が今年度末で満了となりますため、指定期間の更新を予定しております。更新の内容につきましては、施設の名称、指定管理者の団体名はただ今御説明したとおりでございまして、資料４の指定期間、こちらは令和８年４月１日、令和８年度から令和１３年３月３１日、令和１２年度末までの５年間となります。５の指定管理料は、５年間総額で９，８９７万５，０００円、１年間当たりでは１，９７９万５，０００円となっております。こちらは、今議会の第４回補正予算において債務負担行為を設定させていただくものでございます。指定管理者の選定理由でございますが、同協議会は神立地域の住民の方々で組織されておりまして、地域住民の交流促進を目的に設立されております。同センターの運営に当たりましては、地域団体である特性を生かすことで事業効果が期待できると考えられ、開館からこれまでも施設の管理運営において適切に運営をしていただいているという実績もございますので、指定管理者の候補として今回も選定をするものでございます。説明は以上となります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料③土浦市自転車駐車場の指定管理者の指定について、説明を願います。

○福原生活安全課長　生活安全課でございます。サイドブックス資料③をお願いいたします。土浦市自転車駐車場の指定管理者の指定について御説明申し上げます。まず、提出理由でございます。本市の自転車駐車場は、現在、公益社団法人土浦市シルバー人材センターを指定管理者に定め、８か所の管理運営をいたしておりますが、指定期間が令和８年３月３１日をもって満了いたします。このことから、新たな指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を必要とすることから議案を提出するものです。２点目、施設の名称でございますが、市内有明町にございます土浦駅東口第１自転車駐車場外７施設となります。詳細につきましては、次ページを参照願います。３点目、法人の名称でございますが、市内東真鍋町にございます公益社団法人土浦市シルバー人材センターでございます。４点目、指定期間は、令和８年４月１日から令和１１年３月３１日の３年間でございます。５点目、選定理由でございますが、指定管理者候補者選定委員会において、ヒアリングを実施するとともに、事業計画書等を審査した結果、指定管理者候補者としての業務遂行能力を有するとして、選定するものです。説明は以上となります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、報告事項に移ります。資料④土浦市神立地区コミュニティセンターの利用料金見直しの検討について、説明を願います。

○大貫市民活動課長　神立地区コミュニティセンターの利用料金見直しの検討について

御説明をいたします。資料④をお願いいたします。はじめに、１の利用料金見直しの背景でございますが、現在の物価高騰、また、人件費の増大などによることから、公共施設の維持管理の経費について、受益者負担の適正化見直しを図るため、利用料金の引上げを検討するものでございます。同センターにつきましては、平成１４年度の開設以来、２７年度までは利用料を徴収しておりませんでしたが、平成２８年度から他の公共施設と同様、利用料を制定して徴収しております。つづきまして、２番目の現在の利用料金でございますが、資料中ほどの表に記載したとおりとなります。こちらの利用料金につきましては、同センターの利用が生涯学習的な利用が大変多く、中学校区ごとに設置しております地区公民館の補完施設としての役割が主な用途でありますことから、地区公民館の利用料に準じて料金を設定しているものでございます。利用の実績につきましては下段の小さい表になりますが、令和６年度で７０万５，４５５円の収入となっております。３の利用料金の根拠につきましては、先ほど御説明いたしましたが、公民館の補完施設としての役割が増大しているとともに、他の公民館はコミュニティセンターを兼ねる施設となっていることから、公民館と同様の利用料金を設定しております。今回の見直しにつきましても、地区公民館は生涯学習課の所管でございますが、４％の引上げを予定していることから、同様に４％の引上げということで実施したいと考えております。４でございますが、利用料金の改定案でございます。午前、午後、夜間と約半日単位の区分で料金を設定しておりますが、会議室や和室等が６５０円から６７５円、調理室が１，３１５円から１，３６５円、一番下になります集会室が１，６５０円から１，７１５円となっております。５番目の改定後の収入の見込みでございますが、令和６年度と同様の利用があったと仮定して算定いたしますと７３万３，６７３円となり、２万８，２１８円の増額が見込まれております。今後の予定でございますが、本日概要の御報告後、来年３月の市議会定例会において条例の改正案を提出させていただきまして、改定後約６か月間の周知期間を経て令和８年１０月から新しい利用料金での施設運用を開始したいと考えております。説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料⑤土浦市犯罪被害者等支援条例（案）の制定について、説明を願います。

○福原生活安全課長　生活安全課でございます。サイドブックス資料⑤をお願いいたします。土浦市犯罪被害者等支援条例（案）の制定についてでございます。犯罪被害者支援に特化する条例は、茨城県内において水戸市をはじめ、１１の市町で制定されております。本市におきましても、犯罪被害者支援の重要性を認識し、令和８年４月１日の制定に向けて取組を行っております。まず、制定の趣旨でございますが、犯罪被害にあった方や御遺族に対しまして、犯罪被害の早期の軽減とともに、再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行うため、犯罪被害者等基本法に基づき、当該条例を制定いたします。つづきまして、条例の概要でございますが、犯罪被害者支援の基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を規定いたします。運営に関しましては、総合窓口を創設し、被

害者等からの相談を通して、県、警察、他の地方公共団体等関係団体と連携を図りながら、適切な支援を実施いたします。具体的な支援といたしましては、見舞金などの経済的支援、一時的な住居の提供などの住居支援、心身の早期回復や軽減を図るための医療的支援、弁護士等による相談を行う法的支援を定めます。また、二次的被害及び再被害の防止や犯罪被害者等支援を担う人材の育成、民間支援団体への支援などを盛り込んでまいります。次ページをお願いいたします。今後の予定についてでございますが、１２月１０日から１か月間、パブリックコメントを実施いたします。その後、令和８年第１回市議会定例会、３月議会において議案を提出し、審議をお願いし、承認をいただけましたら、令和８年４月１日付け施行を予定いたしております。なお、４ページ以降に本市の支援メニューリストを掲載いたしましたので、後ほど御参照ください。説明は以上となります。

○目黒委員長　ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料⑥市民課・課税課各種証明書の窓口手数料の改定について、説明を願います。

○菊田市民課長　市民課及び課税課でございます。私から課税課の分も合わせて説明させていただきたいと思います。資料⑥をお願いいたします。まず１番の見直しの背景ですけれども、物価高騰や人件費の増大を考慮しまして、証明書発行手数料について受益者負担の見直しをするものでございます。改定の経緯につきましては、住民票の関係では、平成９年に１３年ぶりの改定をしまして、２００円から３００円となりまして、その後は現在まで同額でございます。その後、コンビニ交付が平成２８年から始まりまして、そのコンビニ交付に伴って手数料を２００円に一旦下げて、また、特別交付税が廃止になり、財源がなくなってからまた３００円に戻して、その後、令和４年にまたマイナンバーカードの普及対策によりまして２００円に下げまして、現在に至っております。２番の対象でございますけれども、市民課分としましては、住民票、印鑑証明書、印鑑登録、戸籍証明書抄本等、これらの窓口、コンビニ交付分を合わせまして令和６年度実績で１４万８，０００件、約５，２００万円でございます。課税課分としましては、市民税、固定資産税納税関係の証明書など、窓口、コンビニ交付分を合わせて、こちらも令和６年度実績で２万６，０００件、約９００万円でございます。３番の経費の概算ですけれども、市民課の窓口業務に係る経費につきまして業務量の案分率を乗じまして、証明書交付に要する経費を算定しております。市民課分としては、合計額で１億３，９００万、証明書１件当たりでは、９３７円と算出しております。経費の総額を合計件数で割り返したものでございます。課税課分としましては、合計２，５００万、証明書１件当たり９５０円と算出しております。４番の手数料に係る法令でございますが、戸籍証明書につきましては、こちら法定受託事務でございまして、政令に標準額の規定がございますけれども、住民票や印鑑登録、戸籍附票、税関係の証明書につきましては、自治事務でございますので戸籍のような規定はございません。したがいまして、住民票などにつきまして手数料見直しを検討するものでございます。５番の手数料関係でございま

すけれども、今申し上げましたように戸籍関係の証明書につきましては、据え置きとして、住民票、印鑑登録、戸籍附票関係の証明書など、現行３００円のものにつきまして改正を考えているものでございます。窓口での料金は３００円を３５０円にしまして、コンビニ交付につきましては２００円を据え置きます。改定による見込み額としまして、増額見込みとしましては、市民課分４１０万円と課税課分の１５０万円、合わせて５６０万円でございますけれども、これの受益者負担率としましては現行は３７％程度でございますけども、これが改定によって約５００万円増えるということで、３７％が４０％程度になる見込みでございます。コンビニ交付分につきましては、マイナンバーカードの普及と利用促進、そして窓口の混雑回避のために据え置きとするものでございます。６番の他市町村の状況ですが、県内の自治体に調査をしまして、こちらが７月に全自治体に調査しまして、また１０月にも聞取りで一部の自治体にお話を伺いました。窓口分につきましては３５０円、これが最高額ですけれども２市ございました。３００円が３２、２５０円が１、２００円が９、コンビニ交付につきましては３００円が１５、２００円が１９、１５０円が５、１００円が２、コンビニ交付無しが１でございました。７番の今後の予定につきましては、今回御報告させていただきまして、令和８年３月議会で条例を改正して、令和８年１０月に施行の方向で考えております。説明は以上です。

○目黒委員長　ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料⑦「第４次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）（案）」に係るパブリック・コメントの実施について、説明を願います。

○中川人権推進課長　人権推進課でございます。資料７をお願いいたします。第４次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）の策定に係るパブリックコメントの実施についてです。既に御案内のとおり、本計画の前期計画は今年度末に終了しますことから後期計画策定については、外部委員会である推進委員会を実施しているところです。推進委員会においては計画内容を審議いただき、去る１１月１３日に第３回目を終了し、おおむね計画ができましたので、本計画のパブリックコメントを実施いたします。期間は、１２月１０日から年明け１月９日までの期間となります。その後、パブリックコメントの御意見を反映したのち、２月に最終の推進委員会を実施し、３月末にまとめていきたいと考えております。別添資料に計画の概要を載せてございますので、後ほど御覧いただければと思います。説明は以上です。

○目黒委員長　ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料⑧「土浦市除染実施計画」の変更に係るパブリック・コメントの実施について、説明を願います。

○鈴木環境保全課長　環境保全課です。資料⑧「土浦市除染実施計画」の変更に係るパブリックコメントの実施についてをお願いします。はじめに変更の趣旨です。平成２３年３月１１日の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、本市においても放射性物質の放出による被害があったことから、同年１２月２８

日、国から汚染状況重点調査地域の指定を受けました。これを受け、本市では平成２４年４月に「土浦市除染実施計画」を策定し、この計画に基づいての除染及び公共施設において空間線量のモニタリングを行っております。そして、本年３月、国において「除去土壌の埋立処分ガイドライン」と「再生利用ガイドライン」が示されたこと、また、前回の計画から１０年以上経過し、空間線量が着実に減衰していることから、計画の一部見直しを行い、意見を募集するものです。主な変更点としまして、１点目、除去土壌の埋立処分、再生利用に向けた基礎的データや知見の収集を実施する旨を追記いたしました。２点目は、学校等公共施設における定期測定をやめ、大岩田配水場にあります放射線モニタリングポストの測定により、空間線量を把握することとしました。３ページ、空間放射線率の測定状況についてを御覧ください。定期測定の実施状況ですが、５６施設、８４地点で測定を行っております。下の方の表につきましては、赤い線が除染基準となる毎時０．２３マイクロシーベルトを示し、細かいですが、ひし形やバツのマークは測定値を示しております。また、次ページ以降には曲線も入っておりますが、こちらは参考としまして理論値も示しております。除染基準及び理論値よりも低い値であることが確認できるかと思います。３点目は、前回計画策定後１０年が経過していることから、文言整理等を行っております。パブリックコメントの実施期間は、令和７年１２月２２日月曜日から令和８年１月１６日金曜日を予定しております。なお、本計画につきましては、サイドブックスに新旧対照表とともに掲載されておりますので後ほど御確認いただければと思います。説明は以上です。

○目黒委員長　ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　つぎに、資料⑨ごみ処理施設に係るつくば市との広域化検討について（報告）、説明を願います。

○草間環境衛生課長　環境衛生課でございます。サイドブックスの資料⑨ごみ処理施設に係るつくば市との広域化検討についての報告、こちらを御覧いただきたいと存じます。本市のごみ処理施設、土浦市清掃センターにつきましては、５月の事前委員会において、その整備の方向性、広域整備か単独整備かを今年度中に決定していきたいと御説明をしたところでございます。今回、本事前委員会におきまして、つくば市との広域化の検討結果と今後の進め方につきまして、御説明するものでございます。はじめに、１のつくば市との広域化検討会議でございます。ごみ処理の広域化、施設の集約化の検討は、茨城県ごみ処理広域化計画に基づきまして、本市と同じブロックである、ブロック７のつくば市と進めることとなりますが、事務レベルでの打合せを含めまして、表にありますとおり、これまで合計９回、事前協議や広域化検討会議を開催してまいりました。つぎに、２の両市におけるごみ処理施設の今後の方針でございます。表の左側が土浦市、右側がつくば市でございまして、表のナンバー２、項目の今後の検討状況、それぞれの下線部を御覧いただきたいと存じます。土浦市の焼却施設である清掃センターは、現在の使用目標年度である令和１８年度以降も利用することは、稼働率の低下や修繕工事、機器類の更新工事の回数増加を招くため、早急な更新、すなわち建替えが必要であります。

一方、つくば市の焼却施設であるクリーンセンターは、施設建屋が堅牢であるため、炉の入替えによる更新により、現在の施設をできるだけ長期に使用していくという、いわゆる延命化の考え方でございます。資料の２ページをお願いいたします。つぎに、３のつくば市との広域化検討会議の結果でございます。先程御説明いたしましたとおり、（１）に記載したとおり、２市において施設の建替えが必要となる時期が一致しないことから、現段階では、２市での広域化は極めて困難であること、また、（２）のとおり、本市の清掃センターの建替え後、その施設が老朽化により再度建替えを検討する際は、茨城県ごみ処理広域化計画に基づき、改めて広域化を検討することとしたものでございます。このことから、これら二つの内容につきまして、今後、つくば市と協議書を取り交わす予定となっております。つぎに、４のつくば市以外との広域化の検討でございます。人口減少により、ごみの排出量は今後、更に減少していくと考えられている一方、ごみ処理に必要な経費は上昇が見込まれることから、本市に隣接するつくば市以外の自治体との広域化も検討いたしました。一つ目、石岡市、かすみがうら市でございますが、広域化ブロック４として、計画どおり小美玉市、茨城町との４市町で既に広域化し、新ごみ処理施設を建設しており、その施設には、本市のごみを処理する容量がない状況でございます。また、二つ目、牛久市、阿見町でございますが、広域化ブロック６として、計画どおり龍ケ崎市、稲敷市、美浦村、河内町、利根町との７市町村で、現在、広域化に向けた、具体的な協議を進めている状況でございます。つぎに、５の今後の事業進行でございます。今回はつくば市との広域化が極めて困難なこと、また石岡市、かすみがうら市は別ブロックで既に広域化しておりますので、今後は、広域化ブロック６の進捗状況、中でも本市に隣接する牛久市、阿見町の広域化の動向を注視しつつ、本市の新ごみ処理施設の整備について、検討してまいりたいと考えております。なお、この新ごみ処理施設の検討状況につきましては、引き続き総務市民委員会におきまして、適宜、進捗について報告を行いながら進めてまいりたいと考えております。最後になりますが、本日の説明内容は、第４回定例会の全員協議会におきまして、要点のみとなりますが、改めて御説明したいと考えております。環境衛生課の説明は以上でございます。

○目黒委員長　ただ今の説明について、御質問はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○目黒委員長　そのほか、市民生活部からございますか。

○皆藤市民生活部長　ございません。

○目黒委員長　ないようですので、委員の皆様から執行部に何かございますか。

○奥谷委員　今回の案件とは別なんですけれども、１点確認をさせてください。１５日発行の市報のトップのページに、以前も委員会で説明をいただきましたけれども、ペットボトルの回収のボックスが市の施設から来年の春以降無くなりますという記事が出てまして、それを見た市民の方、その方はスーパーマーケットにお勤めの方なんですけれども、それが無くなってしまうとそういったペットボトルがお店に持ち込まれて我々の負担が増えるのではないかというようなお話がありました。確認ですが、町内で行っているペットボトルの回収については、これまでどおり続けるということでよろしかった

でしょうか。
○草間環境衛生課長　そのとおりでございまして、土浦市内には資源物の回収をする集積所が１，２１０か所ほどございます。そちらの地元の資源物集積所のほうに今後は出してくださいというような御案内をしているところでございます。以上でございます。
○奥谷委員　分かりました。ありがとうございます。私のほうからもそのように説明をしておきますので、引き続きよろしくお願いします。
○目黒委員長　ほかにございますでしょうか。
（「なし」という声あり）
○目黒委員長　それでは、以上をもちまして、総務市民委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。